

## 飲食店営業時間短縮要請 想定Q&A

### Q1 飲食店に営業時間短縮要請を行う理由は。

A1 県内の感染状況は、新規感染者数が4月21日公表分で50人を超え、その後も2日連続で60人を超えることとなりました。また、クラスターも複数発生しています。県民の皆様への命に関わる重傷者用病床の占有率も30%を超える水準で推移しているなど、極めて厳しい状況です。

このような状況をふまえ、広域的・面的に対策を講じることで県外からの流入を抑え、あわせて、従来株よりも感染力が強いとされている変異株に急速に置き換わっていることから、「会食の場」における感染の拡大を実効性のある形で抑制して県内での感染拡大を阻止することで、本県としても効果を最大限のものとするのが重要ですので、飲食店への営業時間短縮を要請させていただくこととしました。

厳しい措置をお願いし、また大きな集客が見込めるGWを含んでしまうこととなり大変心苦しい思いですが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### Q2 飲食店に対する時間短縮要請を行う理由は。

A2 本県での飲食の場での感染は、家族や親族、親しい間柄での大人数や長時間におよぶ会食の場における事例で感染が多く、自宅など飲食店以外の場所での事例も多く見られますが、政府は飲食の場での感染経路不明事例や、酒類を伴う懇親会の場面に対して注意喚起しています。県内における感染状況を見た場合、県内全域のあらゆる形態の飲食店に感染拡大の恐れがあるとは考えられませんが、大人数や長時間における飲食の場、特に酒類を伴う会食の場での広がりが多数見られます。

会食の場そのものにリスクがありますが、特に夜間の飲食については深夜までの長時間となりやすく、酒類を伴う場合が多いことから注意力も低下し感染防止対策が不十分となりやすいと考えられます。これらのことから、飲食店に対して夜間の営業時間短縮のご協力をお願いするものです。

### Q3 以前は酒類を伴う飲食店を対象としていたがどうか。

A3 三重県では、経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（飲食店向け感染防止対策型）により、パーティション設置や消毒液等の感染防止対策が完了し、12月には三重県地域企業再起支援事業費補助金（みえの食関連サービス産業等新型コロナウイルス感染症対応）により、飲食店等が行う換気機能付き空調設備の導入や店舗改装のさらなる感染防止対策等の取組を支援してきていることから、令和3年1月14日以降の緊急警戒宣言による営業時間短縮要請では、「まずは酒類を伴う飲食店」への要請を行い、他の業態の事業者の皆様への営業時間短縮要請については感染状況を注視して見極めたいと申し上げていました。

今回は、現状の感染状況の悪化に鑑み、酒類を伴わない店舗も含め、飲食店の夜間営業に対して時間短縮要請をお願いするものです。

Q4 感染状況で言えば顕著に北勢地域（特に四日市市内）に発生が集中していると思われるが、なぜ県内全域なのか。

A4 県内の発生状況を見ると、病床占有率（53.3%）がステージⅣ、重症者用病床占有率（32.1%）、人口10万人あたり新規感染者数（16.5人）がステージⅢの値を超えている状況です。

市町別にみると、四日市市については3月下旬以降発生が続いており、直近の人口10万人あたりの感染者数では25.1人（4/16～4/22）となっており、ステージⅣの水準を超えています。また、北勢地域では桑名市15.1人、いなべ市26.5人など高水準となっていますが、名張市25.0人、鳥羽市17.2人など、他の地域でも患者数が増加している市町が見られます。

県内では、分母となる人口が少ない市町が多いことから、小規模な市町では数値が大幅に増減するため、単純に人口当たりの感染者数を感染傾向として捉えることは困難ですが、4月以降県南部でも散発的に感染者の発生があり、そういった地域では、発生が続いた場合に、入院調整などについて広域的な調整に頼らなければならない恐れもあります。

また、1月にも当県においては、地域を限定し営業時間の短縮要請を行っていますが、その際よりさらに感染状況は悪くなっており、県全体として取組を行う必要があります。

このような状況をふまえ、県内全域を対象とすべきと判断しました。

【参考】県南部の発生状況（4/1～4/21）

（伊勢地域）伊勢市12、鳥羽市8、志摩市2、玉城町1、度会町1、大紀町5  
（尾鷲・熊野地域）尾鷲市1名、紀北町1名、御浜町3

【参考】県内の地域別感染状況（人口10万人当たりの感染者数）

管轄	人口	3/27～4/2	4/3～4/9	4/10～4/16	4/17～4/23
桑名保健所	282,312	10.27	13.46	11.69	18.77
四日市市保健所	310,263	9.67	15.79	22.88	32.23
鈴鹿保健所	245,221	6.12	2.45	10.19	22.02
津保健所	273,267	12.08	7.68	5.12	10.98
松阪保健所	203,854	1.47	3.92	10.79	5.89
伊勢保健所	227,223	0.00	2.64	5.72	6.60
伊賀保健所	161,825	3.71	4.94	6.18	17.92
尾鷲保健所・ 熊野保健所	64,667	1.55	1.55	4.64	0.00

Q5 営業可能な時間を午後8時までとする理由は。

A5 政府基本的対処方針では、緊急事態宣言対象区域やまん延防止等重点措置区域については、飲食店に対して午後8時までの時間短縮を求めることとされています。当県の現在の感染状況は、まん延防止等重点措置の要請を見据えた対策が必要な段階であると考えられ、早期に対策する必要があることから、まん延防止等重点措置区域における対策に準じ、午後8時までとさせていただきます。

**Q6 他の都道府県でなされている見回りは実施するのか。**

**A6 実施します。**

要請時刻以降に店舗が閉まっていることを確認させていただくこととなります。

どのように実施するかは現在検討中ですが、元々時短要請とは別に予定していた飲食店への見回りとの整合性も含めて効果的・効率的なやり方を検討していきます。

飲食店の皆様におかれましては、趣旨をご理解いただき、調査にご協力いただきますようお願いいたします。

**Q7 営業時間短縮を行っている時間帯に県民の外出自粛は要請しないのか。**

**A7 会食の場での感染拡大を抑えるために飲食店に対して営業時間短縮要請を行いますので、県民の皆様への外出自粛は、どのような目的であっても自粛をお願いするという対策までは要請しないこととします。**

しかしながら、例えば首都圏等で見られる公園等の屋外での飲食など、大人数や長時間となるような場面への参加は避けてください。

また、外出の際にはくれぐれも、マスクの着用、密になる場面の回避、感染リスクが高まる「5つの場面」の回避など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

**Q8 要請は強制的なものか。懲罰等はあるのか。**

**A8 今回の要請は新型インフルエンザ等特別措置法に基づく知事からの協力要請であり、罰則はありませんが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を阻止し、医療提供体制のひっ迫を防止するためにも、ご協力をお願いします。**

**Q9 感染者のうち、飲食をしていた者の割合はどの程度か。**

**A9 4/10～4/16 で判明している感染経路のうち 11%が飲食の場で感染されています。**

**Q10 感染者のうち、県外に由来する感染の割合はどの程度か。**

**A10 4/10～4/16 で判明している感染経路のうち 14%が県外に由来する感染となっています。**